

2020年度に**大学・短期大学・専修学校（専門課程）**に進学予定の
奨学金を希望する皆さんへ

給付奨学金案内



- ・この冊子では、原則として返還が不要な奨学金の制度について、予約採用（進学する前の申込み）を前提として説明しています。
- ・この冊子を読んで給付奨学金についてよく理解したうえで、申込みを希望する場合には、「申込みのてびき」に従って申込手続きを進めてください。

2019年度版

知っておいてほしいポイント

給付奨学金制度の趣旨

日本学生支援機構の給付奨学金は、高等教育無償化に向けた国の施策のひとつとして、意欲と能力のある若者が経済的理由により進学及び修学の継続を断念することのないよう、原則として返還義務のない奨学金を支給することにより進学等を支援するものです。

給付奨学生としての自覚

国費を財源としている給付奨学金の支給を受ける奨学生は、給付奨学生としての自覚を持って学業に精励しなければなりません。

進学後の学業成績などが基準を下回る場合、奨学金の支給を打ち切ることがあります。さらに、やむを得ない理由がなく学業成績が著しく不振の場合、学校から退学などの処分を受けた場合は、返還が必要になることがあります。

支給額の見直し

毎月の支給額は、前年の所得金額等に基づき、毎年度秋頃に見直されます。

対象となる進学先

給付奨学金を利用できる進学先は、国等から対象となることの確認を受けた学校です。確認を受けた学校は、国等により本年夏頃に公表される見込みです。

進学前には振り込まれません！

奨学金は、進学後に振込みが始まります。

※授業料等の減免

給付奨学金の支給対象の学生は、授業料・入学金の減免も同時に受けることができます。ただし、別途、進学先の学校での申込みが必要ですので、詳細については、進学先決定後に進学先の学校にお問い合わせください。

本冊子の用語

あなた……………奨学金を申込み生徒本人

JASSO……………日本学生支援機構

高等学校等……………高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、専修学校（高等課程）

大学等……………大学、短期大学、専修学校（専門課程）

※国等から対象となることの確認を受けた学校とする。

※短期大学及び専修学校（専門課程）には文部科学省令で定める専攻科を含む。

採用候補者……………予約採用により進学後の奨学金の予約ができた人

目次

奨学金制度① 支給金額…………… 3

奨学金制度② 申込資格…………… 4

奨学金制度③ 選考基準…………… 5

奨学金制度④ 支給対象校…………… 7

奨学金制度⑤ 奨学金の支給方法…………… 8

奨学金の手続き① 申込みから支給終了までの流れ … 9

奨学金の手続き② 進学後の手続き…………… 10

1 通常の課程

給付奨学生として採用されてから卒業する（修業年限の終期）まで、世帯の所得金額に基づく区分（5ページ）に応じて、学校の設置者（国公立・私立）及び通学形態（自宅通学・自宅外通学）により定まる下表の金額（月額）が、原則として毎月振り込まれます。

区分	国公立		私立	
	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
第Ⅰ区分	29,200円 (33,300円)	66,700円	38,300円 (42,500円)	75,800円
第Ⅱ区分	19,500円 (22,200円)	44,500円	25,600円 (28,400円)	50,600円
第Ⅲ区分	9,800円 (11,100円)	22,300円	12,800円 (14,200円)	25,300円



① 生活保護世帯（受けている扶助の種類を問いません。）の人及び進学後も児童養護施設等（※）から通学する人は、上表のカッコ内の金額となります。

※「児童養護施設等」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設（情緒障害児短期治療施設から改称）、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を行う者、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者、里親を指します。

② 自宅通学とは、学生が生計維持者（父母等）と同居している（またはこれに準ずる）状態のことをいいます。「進学後の手続き」（10ページ）において、「自宅外通学」の月額を選択する場合、自宅外通学であることの証明書類の提出が必要です（詳細は、採用候補者となった人に案内します）。

③ 高等専門学校における月額は、上表の5～7割程度となります。詳細はJASSOのホームページで確認してください。

2 通信教育課程

2020年度分から卒業する（修業年限の終期の）年度まで、世帯の所得金額に基づく区分（5ページ）に応じて、下表の金額（年額）が年1回振り込まれます。

区分	（国立・公立・私立／自宅・自宅外共通）
第Ⅰ区分	51,000円
第Ⅱ区分	34,000円
第Ⅲ区分	17,000円



履修の形態（印刷教材、スクーリング、放送、メディア）に関わらず、上表の額が年1回支給されます。

奨学金制度② 申込資格

2020年度に大学等へ進学する希望を持っていて、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する人が申し込みます。

- (1) 2020年3月に高等学校等(本科)を卒業予定の人
- (2) 高等学校等(本科)を卒業後2年以内の人



- ① 2019年の秋季に卒業予定の人も対象になります。
- ② 高卒認定試験合格(見込)者も対象になる場合があります。詳細は、別途、JASSOのホームページなどで案内します。
- ③ 外国籍の人は、在留資格により申込資格に制限があります。

【外国籍の人の申込資格】

外国籍の人は、**次の(1)～(3)のいずれかに該当する人のみ**申込みができます。

該当する場合、申込みの際に在学する学校(又は出身校)を通じて在留資格及び在留期間の記載がある「住民票の写し」又は在留カードのコピーの提出が必要です。

- (1) 法定特別永住者(※1)
- (2) 在留資格(※2)が、「永住者」、「日本人の配偶者等」又は「永住者の配偶者等」である人
- (3) 在留資格が「定住者」であって、将来永住する意思がある人

(※1) 法定特別永住者は、「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」(平成30年法律第71号)に定める法定特別永住者を指します。

(※2) 在留資格は「出入国管理及び難民認定法」(昭和26年政令第319号)の定めによります。



- ① 在留資格の記載が上記以外の場合(「家族滞在」等)は申込みができません。
- ② 進学後に申込資格が無いことが判明した場合は、奨学金の振込みを停止して採用を取り消すとともに、振込済の奨学金の全額を速やかに返金していただくことになります。

1 学力基準

申込時点で次の（1）又は（2）のいずれかに該当する必要があります（該当しない人は採用されません）。

- （1）高等学校等における全履修科目の評定平均値が、5段階評価で3.5以上であること（※1）
- （2）（1）に該当しない場合、将来、社会で自立し、及び活躍する目標をもって、進学しようとする大学等における学修意欲を有すること（※2）

（※1） 専修学校の高等課程の生徒等は、これに準ずる学修成績。

（※2） 学修意欲の確認は、高等学校等において、面談の実施又はレポートの提出等により行います。



- ① 高卒認定試験合格（見込）者については、JASSOのホームページなどで別途案内します。
- ② 採用された場合も、進学後の学業成績などによっては、支給が打ち切りになることがあります。（10ページ）

2 家計基準（収入基準・資産基準）

次の「収入基準」及び「資産基準」のいずれにも該当する必要があります（該当しない人は採用されません）。

（1）収入基準

【第Ⅰ区分】 あなたと生計維持者の市町村民税所得割が非課税であること（※1）

【第Ⅱ区分】 あなたと生計維持者の支給額算定基準額（※2）の合計が100円以上25,600円未満であること

【第Ⅲ区分】 あなたと生計維持者の支給額算定基準額の合計が25,600円以上51,300円未満であること

（※1） ふるさと納税、住宅ローン控除等の税額控除の適用を受けている場合、各区分に該当しない場合があります。

（※2） 支給額算定基準額^{*1}＝課税標準額×6%－（調整控除額＋調整額）^{*2}（100円未満切り捨て）

★1 市町村民税所得割が非課税の人は、（※1）の場合を除き、この計算式にかかわらず、支給額算定基準額が0円となります。

★2 政令指定都市に対して市民税を納税している場合は、（調整控除額＋調整額）に3/4を乗じた額となります。



- ① 収入基準の審査には、あなたと生計維持者（父母等）のマイナンバーのJASSOへの提出が必要です。
- ② 海外居住のためマイナンバーの交付を受けていない等の事情により奨学金申込時にマイナンバーを提出できない人は、代わりとなる書類の提出が必要です。マイナンバーの提出がない場合、給付奨学金を受け続けるためには、同様の書類を進学後も毎年提出する必要があります。
- ③ 2019年1月1日現在、国内に居住していない人は、マイナンバーで必要な情報を取得できないため、代わりとなる書類（所定様式）の提出が必要です。

奨学金制度③ 選考基準（学力基準・家計基準）

【収入・所得の上限額の目安】

おおよそ次の金額となります。

（単位：万円）

世帯人数	想定する世帯構成	（★）が給与所得者の世帯 （年間の収入金額）			（★）が給与所得者以外の世帯 （年間の所得金額）		
		第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分	第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分
(a) 2人	本人、母（★）	207	298	373	125	176	230
(b) 3人	本人、母（★）、中学生	221	298	373	137	178	234
(c) 4人	本人、親①（★）、親②（無収入）、中学生	271	303	378	172	191	255
(d) 4人	本人、親①（★）、親②（給与所得者）、中学生	親①：221 親②：115	親①：242 親②：155	親①：320 親②：155	親①：137 親②：115	親①：138 親②：155	親①：185 親②：155
(e) 5人	本人、親①（★）、親②（パート）、大学生、中学生	親①：321 親②：100	親①：395 親②：100	親①：461 親②：100	親①：207 親②：100	親①：256 親②：100	親①：309 親②：100



① 表中の数字はあくまで目安です。収入基準は収入・所得に基づく課税標準額等により設定されているため、世帯構成、障害者の有無、各種保険料の支払い状況等により、目安の金額を上回っていても対象となる場合や下回っていても対象とならない場合があります。

② JASSOのホームページに掲載している「進学資金シミュレーター」(右のQR)で、収入基準に該当するかより具体的に確認できますので、是非ご利用ください。

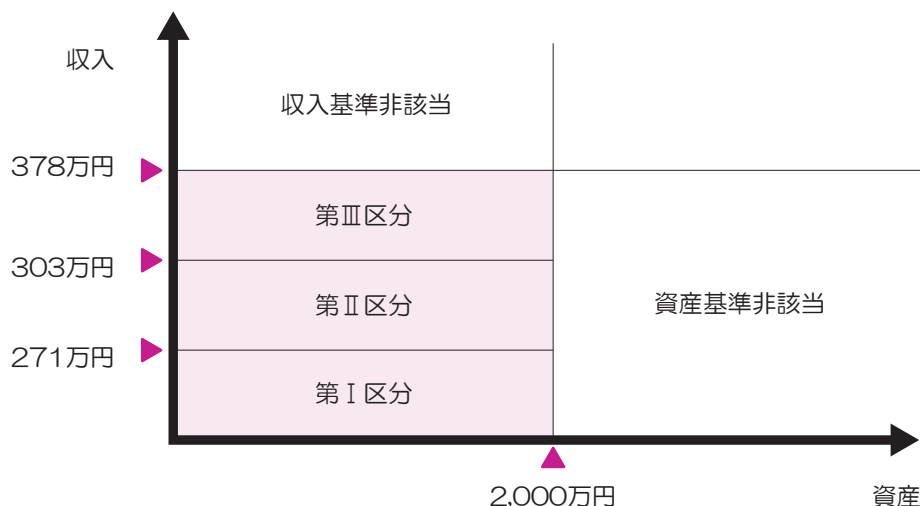


(2) 資産基準

あなたと生計維持者（2人）の資産額の合計（※1）が 2,000万円未満（生計維持者が1人のときは1,250万円未満）であること

（※1）資産とは、現金やこれに準ずるもの（投資用資産として保有する金・銀等、預貯金、有価証券の合計額を指し、土地等の不動産は含みません）。なお、資産に関する証明書（預金通帳のコピー等）の提出は不要です。

【収入と資産について（イメージ）】 上表中中段(c)の4人世帯の場合



奨学金制度④ 支給対象校

給付奨学金の採用候補者となった人が進学して奨学金の支給を受けられる学校は、次のとおりです。

ただし、正規の学籍で在籍する場合があります（「科目等履修生」「聴講生」等は対象外です）。

また、国等から授業料等減免や給付奨学金の対象となることの確認を受けた学校が対象です（確認を受けた学校については、国等により2019年の夏頃に公表される予定です）。

（表内の記号の意味）…○：支給対象 ×：支給対象外 △：支給対象か否かが進学先ごとに異なる

学校種別・課程		支給の可否
大学	学部・学科	○
	通信教育課程・放送大学（※1）	○
	専攻科・別科	×
短期大学	学科	○
	通信教育課程（※1）	○
	専攻科（※2）	△
	別科	×
高等専門学校	4・5年生（※3）	△
	専攻科（※2）	△
専修学校	専門課程	○
	通信教育課程（※1）	○

（※1） 通信教育課程及び放送大学は、スクーリング受講の有無に関らず、年に一度、年額が一括支給されます。

（※2） 独立行政法人大学改革・学位授与機構の認定を受けた専攻科に限ります。（予約採用の対象外）

（※3） 高等専門学校は、4年次に編入する場合に支給を受けられます。



海外の大学等は対象外です。

奨学金制度⑤ 奨学金の支給方法

給付奨学生本人名義の口座に原則毎月振り込みます。

【取扱い金融機関】

	利用できる	利用できない
金融機関	日本国内の銀行（ゆうちょ銀行を含む）、信用金庫、労働金庫、信用組合（一部を除く）	農協、信託銀行、外資系銀行、インターネット専門銀行（楽天銀行、ジャパンネット銀行等）、その他の銀行（新生銀行・あおぞら銀行・セブン銀行）
口座	本人名義の普通預金（通常貯金）口座	本人以外の名義の口座、貯蓄預金口座、休眠口座※

※休眠口座…金融機関に預金として預け入れたまま長期間入出金などの取引が行われなくなり、金融機関側から預金者への連絡も取れなくなった状態の預金口座

【奨学金振込日】（2020年度の予定）

支給月	振込日	支給月	振込日	支給月	振込日
4月分	4月21日	8月分	8月11日	12月分	12月11日
5月分	5月15日	9月分	9月11日	1月分	1月11日
6月分	6月11日	10月分	10月9日	2月分	2月10日
7月分	7月10日	11月分	11月11日	3月分	3月11日



- ① 上記の日が金融機関の休業日のときは前営業日となります。
- ② 初回振込日が5月以降となる場合、4月分からその月までの分の奨学金がまとめて振り込まれます。

奨学金の手続き① 申込みから支給終了までの流れ

申込者

申込み

高等学校等から必要書類を受け取り、申込みの期限等を確認します。
必要書類を高等学校等に提出し、インターネットで申込みを行います。

マイナンバーの提出

インターネットでの申込み後、1週間以内あなたと生計維持者のマイナンバー関係書類をJASSOに簡易書留で郵送します。

採用候補者決定

採用候補者となった人には、高等学校等を通じて「採用候補者決定通知」を交付します。

進学（2020年4月以降）

○ 「進学届」の提出

インターネットで「進学届」を提出します。

採用決定、奨学金の振込開始

「進学届」の提出確認後、**奨学金の振込みが始まります**。

（毎月の奨学金の振込）

（奨学金支給中）

- 適格認定（家計）（毎年秋）
- 適格認定（学業）（毎年春*）

★高等専門学校及び修業年限が2年以下の短大・専門学校については、毎年2回、適格認定（学業）を行います。

※適格認定の結果により、支給額の見直しなどを行います。

※この他にも、奨学金支給中に様々な届出や報告を求められることがあります。必要な手続きを行わない場合、奨学金の支給が遅れたり、止まったりする可能性があります。

支給終了（卒業）

採用候補者

奨学生

奨学金制度

奨学金の手続き

奨学金の手続き② 進学後の手続き

1 「進学届」の提出

進学後（2020年4月以降）、「進学届」を提出します。（詳細は、今後、採用候補者となった人に、お知らせします。）

2 適格認定（家計）

奨学金支給期間中、毎年、JASSOが、あなたと生計維持者の所得の情報（マイナンバーにより取得）やあなたが報告した資産額に基づき、家計基準（5ページ）に該当するか確認します。



確認の結果、奨学金の支給が止まったり、支給額が変わることがあります。

3 適格認定（学業）

在学する大学等により、学業成績などの基準に関する判定が行われ、その判定結果がJASSOに報告されます。



次のいずれかに該当する場合、奨学金の支給が打ち切られます。（懲戒による退学処分などの場合には、返還が必要になることがあります。）

- (1) 退学・長期停学の処分を受けた場合
- (2) 修業年限で卒業できないこと（卒業延期）が確定した場合
- (3) 修得単位数が標準の5割以下の場合
- (4) 出席率が5割以下など、学習意欲が著しく低いと学校が判断した場合

次のいずれかの場合には、「警告」を行い、それを連続で受けた場合には支給が打ち切られます。

- (1) 修得単位数が標準の6割以下の場合
- (2) GPA（平均成績）等が下位4分の1の場合（事情がある場合の特例措置を検討中）
- (3) 出席率が8割以下など、学習意欲が低いと学校が判断した場合

※これらの手続きの他にも、奨学金支給中に様々な手続きを求められることがあります。手続きを行わない場合は、奨学金が振り込まれない可能性があります。これらの手続きの詳細については、給付奨学生採用候補者となった人への通知やJASSOのホームページなどで案内します。

～ ご案内 ～

ホームページの便利なコンテンツ

<https://www.jasso.go.jp>

奨学金

検索

日本学生支援機構のホームページにおいて、随時情報を提供しています。ぜひ活用してください。

● 奨学金貸与・返還シミュレーション

奨学金の種類、貸与月額、利率などさまざまな条件で、将来の返還額や返還回数の試算ができます。

● 進学資金シミュレーター

進学を考えている高校生等のための、奨学金に関する試算が分かる便利なツールです。

● ガイダンス動画

高等学校等を通して奨学金の予約を申し込む方向けに、奨学金制度の概要や申込手続等について、動画で説明しています。ぜひご覧ください。



申込みに関するお問い合わせ先

● 日本学生支援機構奨学金相談センター

奨学金制度や手続きに関する一般的なお問い合わせに関する相談窓口です。



0570-666-301 (ナビダイヤル・全国共通)

月曜日～金曜日 9時00分～20時00分 (土日祝日・年末年始を除く)

● マイナンバー提出専用コールセンター

マイナンバーの提出方法に関するお問い合わせ先です。

「提出用の専用封筒をなくしてしまった」

「用意する書類が分からない」

「生計維持者が海外に長期間滞在しているのでマイナンバーを受け取っていない」



0570-001-237 (ナビダイヤル・全国共通)

月曜日～金曜日 9時00分～18時00分 (土日祝日・年末年始を除く)

【申込情報の保護について】

申込みは、インターネットにより行います。

日本学生支援機構では、ネットワーク上での電子データ授受のセキュリティを確保するために「認証局」(*)に加入し、インターネットでの情報の漏洩や盗難については最新の暗号化通信方式を採用することによって高度なセキュリティ対策をとっています。

※認証局：ネットワーク上での通信相手が本物であることを証明するためのデジタル証明書を発行する第三者機関で、デジタル情報に対してデータそのものの正当性の確認や、持ち主や送り主の確認のために必要な機関です。

ご提供いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金給付業務及び奨学金貸与業務(返還業務を含む。)のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む。)が、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。